第三・二十三条　関税上の特恵待遇の否認

1　輸入締約国は、次の場合には、関税上の特恵待遇の要求を否認することができる。

(a)　産品がこの章に規定する要件を満たさない場合

(b)　産品の輸出者、生産者又は輸入者が、関税上の特恵待遇を得るための関連する要件を満たしていない場合又は満たさなかった場合

(c)　輸出締約国が、輸入締約国に対し、原産品であるか否かについての確認のための訪問の要請に関し、前条2(b)の規定に基づく書面による回答を行わない場合、又はその要請を拒否する旨の書面による回答を行う場合

(d)　関税上の特恵待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合において、輸入者及び輸出締約国の輸出者、生産者又は権限を与えられた機関のうちの一のものが、第三・二十一条の規定に基づく輸入締約国の税関当局による要請に対して産品が輸出締約国の原産品であることを証明するために十分な情報を提供しないとき。

(e)　関税上の特恵待遇の要求が輸入者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合において、第三・二十一条2(a)の規定に従い輸入締約国の税関当局に提供された情報が、産品が原産品であることを証明するために十分でないとき。

2　輸入締約国は、第三・二十一条の規定に基づく原産品であることについての確認手続の対象となる産品について、この確認の期間中、関税上の特恵待遇を与えることを停止し、又は否認することができる。ただし、その停止は、適当な担保、手数料その他の課徴金又は税が支払われることを条件として、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。

3　輸入締約国は、自国の関係当局が特定の生産者の特定の産品について関税上の特恵待遇を与えないとの決定を既に行っている場合には、当該産品がこの章の規定を満たすことが証明されるまで、当該産品の同種の産品のその後の輸入につき、関税上の特恵待遇の適用を停止し、又は否認することができる。

第三・二十四条　第三国の仕入書

輸入締約国の税関当局は、仕入書が第三国で発給されたことのみを理由として、原産地に関する証拠書類の受理を拒否してはならない。

第三・二十五条　秘密性

1　各締約国は、自国の法令に従い、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。

2　輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報については、

(a)　この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。

(b)　当該輸入締約国が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において提示するために使用してはならない。ただし、当該情報が、当該輸入締約国の要請に基づき、外交上の経路又は輸出締約国の法令に従って設けられたその他の経路を通じて刑事手続における使用のために提供された場合には、この限りでない。

3　この条の規定は、情報を受領した輸入締約国の法令が当該情報の使用又は開示を要求する限りにおいて、その使用又は開示を妨げるものではない。当該輸入締約国は、可能な限り、輸出締約国に対しそのような開示について事前に通報する。

第三・二十六条　罰則

各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。

第三・二十七条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

1　輸入締約国の税関当局は、この協定の効力発生の日の後四箇月以内又は当該輸入締約国が認めるこれよりも長い期間内に、この協定の効力発生の日に次の状態にある輸出締約国の原産品に対し、関税上の特恵待遇を与える。

(a)　当該輸出締約国から当該輸入締約国に向けて輸送中の原産品

(b)　税関管理（当該輸入締約国の税関当局により規制される倉庫における一時蔵置を含む。）から引取りを許可されていない原産品

2　1の規定の適用上、第三・十七条の規定を適用するものとし、この条の規定の適用上、原産地証明書を遡及して発給することができる。

第三・二十八条　原産地規則に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　次のものに関し、検討を行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i)　この章の規定の実施及び運用

(ii)　いずれかの締約国の提案による附属書二（品目別規則）の改正（統一システムの定期的な改正を反映する改正を含む。）及び附属書三（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）の改正

(iii)　第一・十二条（総則―実施取極）に規定する実施取極第二章の規定

(b)　この章の規定に関連する他のあらゆる問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、この協定の効力発生の後一年以内に、この章に関する見直しを開始する。当該見直しは、原産地証明制度の改善を重点的に取り扱う。また、当該見直しは、特定の製造又は加工の作業に関する追加的な品目別規則を含めること及びこの協定の効力発生の時に特定の製造又は加工の作業に関する品目別規則の適用から除外されている産品に対し適用可能な規則の適用を拡大することを考慮する。小委員会は、両締約国が締約国となる今後の協定に規定することになる規則が、適当な場合には、両締約国の合意により、この協定に組み込まれることを確保する。

4　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第三・二十九条　附属書二及び附属書三の改正

1　国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続に影響を及ぼすことなく、次に掲げる附属書に関する改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

(a)　附属書二（品目別規則）

(b)　附属書三（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）

2　1に規定するいかなる改正も、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

第四章　税関手続

第四・一条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間で取引される物品に適用される税関手続について適用し、また、両締約国により、各締約国の法令に従って実施される。

第四・二条　定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であって、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。